

# 石垣市制施行70周年記念事業 原動機付自転車及び小型特殊自動車 ご当地ナンバープレート デザイン募集

## 1. 募集規定

- (1) デザインは、「石垣市にゆかりのある」風景、動植物、物等を組み合わせ、自由な発想で「石垣市らしさ」を表現したデザインとしてください。
- (2) 1人(1団体) 1点までの応募とします。市民に限らず、どなたでも応募できます。



## 2. 対象とする車種

本市がナンバープレートを交付する原動機付自転車(ミニカー除く)及び小型特殊自動車

## 3. 表彰等

- (1) 最優秀作品1点及び優秀作品2点については表彰を行います。
- (2) 最優秀作品には、賞状と賞品(5万円相当)、優秀作品には、賞状と賞品(2万円相当)を贈呈します。
- (3) 最優秀作品のデザインを、ご当地ナンバープレートデザインとして採用します。

## 4. 応募方法

- (1) 応募用紙は、石垣市役所 税務課で配布いたします。また、石垣市役所のホームページからダウンロードできます。必要事項を記入し、次のいずれかの方法で応募してください。  
※応募に係る費用は応募者の負担となります。

- (2) 提出先等
  - ア 持参する場合：石垣市役所 総務部税務課 へ提出  
(土・日、祝祭日を除く午前8時半から午後5時15分までの間)
  - イ 郵送する場合：〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地  
石垣市役所 総務部税務課 ご当地ナンバープレート担当  
※締切日当日の消印有効
  - ウ 電子メールの場合：E-mail：zeimu@city.ishigaki.okinawa.jp へ送信  
件名に「ご当地ナンバープレートデザイン募集」と明記して送信

## 5. 募集規格等

デザインの作成方法等、または応募に関しての詳しい内容については、石垣市役所のホームページに掲載している「募集要項」をご覧ください。

## 6. 募集期間：平成28年12月1日(木)から平成29年1月13日(金)まで

## 7. 問い合わせ先：石垣市役所 総務部税務課 市民税係 ご当地ナンバープレート担当

Tel：0980-83-1133 E-mail：zeimu@city.ishigaki.okinawa.jp

## 沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正について

沖縄労働局 労働基準部 賃金室  
電話：098-868-3421

- 1 適用する地域：沖縄県の区域
- 2 使用する使用者：前号の区域内で下記4に掲げる産業は、当該産業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業者又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 3 適用する労働者：前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る特定(産業別)最低賃金額

最低賃金の件名	最低賃金額	答申内容	発効日
糖類製造業	726円 ※1	17円引上げ	平成28年11月24日
新聞業	795円	12円引上げ	平成28年11月5日
各種商品小売業	723円 ※2	21円引上げ	平成28年11月4日
自動車(新車)小売業	732円	15円引上げ	平成28年11月13日
畜産食品製造業	714円	- ※3	平成28年10月1日
清涼飲料、酒類製造業	714円	- ※3	平成28年10月1日

※1 平成28年10月1日～平成28年11月23日までの間は、改正前の沖縄県糖類製造業最低賃金709円が沖縄県最低賃金714円を下回るため沖縄県最低賃金714円が適用されます。

※2 平成28年10月1日～平成28年11月3日までの間は、改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金702円が沖縄県最低賃金714円を下回るため714円が適用されます。

※3 平成28年度改正がなく、平成28年10月1日以降沖縄県最低賃金を下回るため沖縄県最低賃金714円が適用されます。

## 5 この最低賃金において算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金
- (3) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- (4) 時間外、休日労働割増賃金等

## 6 適用除外

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者